

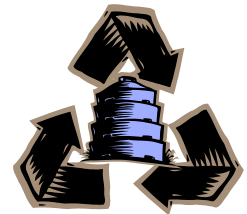
## 産業廃棄物処分業・収集運搬業の許可を申請される方へ

中間処分業・最終処分業の許可における経理的基礎について  
産業廃棄物収集運搬業の許可における経理的基礎について

宮城県では、以下の許可申請（新規・更新・事業範囲の変更許可）の際に経理的基礎の有無を判断するため、財務状況によっては**中小企業診断士**が作成する診断書の提出が必要となっています。

- ・産業廃棄物処分業〈中間処分業・最終処分業〉
- ・産業廃棄物収集運搬業〈積替え又は保管を伴う申請〉

中小企業診断士にお気軽にご相談下さい。



### 受託業務内容

- ・経営診断書作成業務費用は10万円を基本とし、企業規模に応じて15万円、20万円の3段階となります。（消費税別）
- ・貴社訪問は、原則としてヒアリング等を行う初回訪問と、経営診断書内容報告のための訪問の計2回で、旅費交通費は当支部規約に従い別途お支払いいただきます。
- ・受託業務内容は、既に作成済みの経営計画書に対して経営診断を行うもので、経営計画書、収支計画書等の作成支援が必要な場合は、別途お見積もりとなります。
- ・経営診断書は2部納品いたします。（行政向け提出用、貴社控え用）

### お問い合わせ等はこちらまで



一般社団法人 宮城県中小企業診断協会  
産廃業経営診断研究会

〒980-0811 仙台市青葉区一番町 2-11-12-303  
TEL 022-262-8587  
FAX 022-302-3412

E-Mail [shindan-myg@etude.ocn.ne.jp](mailto:shindan-myg@etude.ocn.ne.jp)

URL <http://www.shindan-miyagi.jp/>

●産業廃棄物処理業の許可申請で中小企業診断士の作成した診断書が必要なケース

・（特別管理）産業廃棄物処分業【中間処分業・最終処分業】（H25.4.1更新）

<営業実績が3年以上ある法人で以下の状況の方>

自己資本比率 （直前期）	直前3年間の経常利益の平均値	直前期分の経常利益
マイナス （債務超過）	黒字	赤字
	赤字	黒字

<営業実績が3年以上ある個人で以下の状況の方>

直前期の資産の状況	直前3年間の所得税の納税状況
資産<負債	毎年納税していないが、青色申告特別控除前の金額（白色申告の場合は収支内訳書の所得金額）がプラスである。

・（特別管理）産業廃棄物収集運搬業【積替え又は保管を伴う申請】（H24.9.10更新）

<営業実績が3年以上ある法人で以下の状況の方>

自己資本比率 （直前期）	直前3年間の経常利益の平均値（A）	直前期分の経常利益（B）
マイナス （債務超過）	(A)、(B) いずれか一方が赤字の場合 (A)、(B) 共に赤字の場合は下記のいずれかに該当する場合 ・直前期3年間の経常利益が年々悪化していない。 ・直前3年間の経常利益のうち2期黒字である。	

<営業実績が3年以上ある個人で以下の状況の方>

直前期の資産の状況	直前3年間の所得税の納税状況
資産<負債	・毎年納税額が発生していないが、青色申告特別控除前の金額（白色申告の場合は収支内訳書の所得金額）がプラスである。 ・毎年納税額が発生せず、青色申告特別控除前の金額（白色申告の場合は収支内訳書の所得金額）がゼロ又はマイナスであるが、直前3年間の負債額が年々少なくなっている。

（注）積替え又は保管を伴わない（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の申請については、当分の間適用されませんが、経理的基礎の状況によっては、追加資料等として中小企業診断士の作成した診断書が必要な場合があります。

（宮城県環境生活部循環型社会推進課公表資料より抜粋）<H27.12.25現在>